

●【公布された条例等のあらまし】

●災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十三号）

- 一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げ等を行うこととした。
- 二 災害救助法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和七年六月一日から施行することとした。
- 四 一については、令和六年七月九日から適用することとした。